

はまゆう

第35号

編集・発行
神奈川県行政書士会
横須賀・三浦支部

『行政書士』は、くらしに役立つ書類の作成や、許可の手続をお手伝いする国家資格者です。

本誌は神奈川県行政書士会 横須賀・三浦支部が発行する雑誌であり、全ての記事は横須賀と三浦の行政書士が執筆したものです。

「ドローンを飛ばそう!」

最近ではテレビでもドローンで撮影した映像をよく見ます。空からの景色は普段見るのできないすばらしいものです。そして、ドローンを飛ばす面白さなどドローンの魅力はたくさんあります。

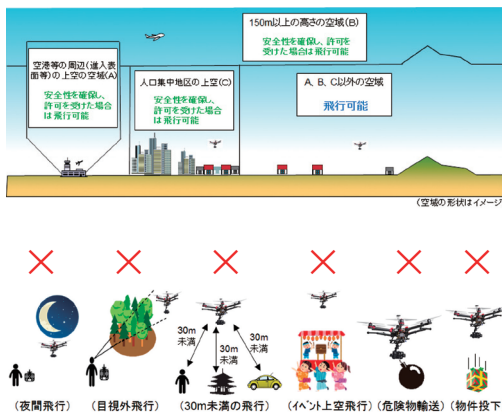


また、ドローンでの配達や災害現場での利用、ドローンレースなど、産業や趣味の世界でも可能性や夢はますます広がります。

最近では、数万円からドローンを購入することができ、誰でもドローンを手に入れることができるようになりました。

しかし、ドローンを飛ばすには墜落や発火などの危険も伴います。国土交通省に報告があっただけでも平成27年度に8件、平成28年度は27件と2年間で35件もの事故がありました。

平成27年4月に首相官邸にドローンが落下した事件も記憶に新しいのではないのでしょうか?この事件をきっかけに航空法が改正され、飛行禁止区域が設定されました。(国土交通省航空局ホームページの地理院地図で確認できます)主に、人口密集地などでの飛行は、許可や承認が必要となりました。



※国土交通省HPより

1. 許可が必要となるケース
(A) 空港等の周辺の上空の空域
(B) 150m以上の高さの空域
(C) 人口集中地区の上空

2. 承認が必要となるケース

ドローンなどの無人航空機を飛行させる場合は、1.に示した「許可が必要となるケース」に関わらず、次のルールを守れない場合には承認を受ける必要があります。

- (1) 日中(日出から日没まで)に飛行させること
- (2) 目視(直接肉眼による)範囲内で無人航空機とその周辺を常時監視して飛行させること



ること

- (3) 人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との間に30m以上の距離を保って飛行させること
- (4) 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
- (5) 爆発物など危険物を輸送しないこと
- (6) 無人航空機から物を投下しないこと

3. 罰則

このように航空法でドローンの飛行に関して、規制やルールが定められました。航空法に定めるルールに違反した場合には、50万円以下の罰金が科せられますので、ご注意ください。

ドローンを飛行させるための許可や承認を受けたい方は、行政書士にご相談ください。ルールを守り、安全に楽しくドローンを飛ばしましょう!

行政書士 青木 茂
横須賀市三春町5-83-17
電話 090-1357215686

その「ガールズバー」 「だいたいどうぶ?」

最近はやりの「ガールズバー」、従業員さんがカウンター越しにお酒を出してくれますよね。多くの場合、深夜営業の「届出」をしてお店の営業をしているみたいですが、でも、ちょっと待ってください。もしかしらそのお店、営業するに「風俗営業の許可」が必要かもしれませんよ?とここでみなさん、「風俗営業」ってどんなイメージをお持ちですか?なんとなく、「いかかわしい」って感じでしょうか。でもね「風俗」ってのもとは「衣食住など日常生活上のしきたりや習わしのこと」なんです。かなり広い概念ですね。実際、みなさんが「風営法」と呼んでいる法律では、「キャバクラ」や「ホストクラブ」をはじめとして、「マージャン店」「パチンコ店」や「ゲームセンター」その他の幅広い業種が「許可」や「届出」の対象として含まれています。いろいろな業種がありますので、警察のチェックの仕方にも違いが出てきます。何とも複雑なお話ですね。



そんなわけで今回は、「風俗営業」の中でも、特に飲食を伴うお店を営業する場合に「許可」が必要になるのはどんなときか、「ガールズバー」と「キャバクラ」を例にとってお話をしてみたいと思います。さてさて、「ガールズバー」は初めにご紹介しましたけれども、それでは「キャバクラ」ってどんなお店でしょうか?「従業員さんがお客さんの隣に座ってお酌をしてくれたり、楽しくお話ししたり、カラオケデュエットしたり」といったイメージでしょうか。いわゆる「キャバクラ」というお店は、風営法では「社交飲食店」というものに分類され、営業するには許可が必要となります。「社交飲食店」とは、「設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる」お店です。ここでみなさんに注目していただきたい「キーワード」があります。それは「接待」という言葉です。はい、そうです。「接待」をするお店では「許可」が必要なのです。「ガールズバー」「キャバクラ」という「看板」で許可が必要かどうかが決まるわけではないのです。そして、この「接待」をしているか否かは実際に従業員さんとお客さんとの「実態」を見て決まります。「カウンター越し」か「隣に座っている」かでは決まらないのです。



行政書士 小串 滋彦
横須賀市小矢部1-46-10
電話 046-874-6951

「じゃあどんなことをしたら『接待』になるの？」という疑問の声が聞こえてきそうですね。お答えしましょう。そもそも、「接待」という言葉は、「歓楽的雰囲気を出し出す方法により客をもてなすこと」という意味です。言い方を変えると、「お客さんを楽しませるために、単なる飲食物の提供以上のサービスをする」といえます。ですから、「ある程度続けて特定のお客さんの談笑の相手になったり、お酌したりすること」「カラオケデュエットすること」といった行為はどれも「接待」になるわけです（このほかにもいろいろありますが）。もし、こういったことを「許可」ととらずに「ガールズバー」でやっていたら…。ある日突然お巡りさんに踏み込まれてキツいお灸をすえられることにもなりかねません。法律上は、一発で懲役や罰金が科されることもありえるので注意が必要です。そうならないためにも、「接待」をするのであれば「許可」ととりましょう。

今回は大まかな説明となつてしまいましたが、「こんな時どうしたらいいの?」「こんなお店をやりたいのだけど必要の手続きが分からない」といったお悩みでしたら、お近くの行政書士までお気軽にご相談ください。詳しい説明をさせていただきます。

：といったところで、今回のまとめはこちら。

「接待するなら許可をとれ!」
みなさん、ルールを守って楽しくお仕事してくださいね。

建設業の許可要件で一話

（相談・廃業事例をもとに、建設業許可の要件を小説風に再構成したフィクションです。）

「もしもし、M先生ですか?」
「おはようございます。Mです。Nさんどうされました?」

仕事は受けたことはないが、市内の事業者が集まる会で時々飲みに行つて話をする、建設業を営んでいるNさんから電話がきた。

なんとなくかしこまった話し方をしてる。いつもはラフな話し方をするNさんの雰囲気ではない。私を先生といつても呼ばない、逆に冷やかすときにつけたりするが、今日はその感じでもなかった。「ちよつと相談があるんだけど、今日事務所に来てくれる?」

「はい、午後イチくらいなら少し時間がありますけど。」

と答えて、その頃に何うこととなつた。ちよつとこれから書類を受け取りに別の建設業の顧客の事務所に向かわなければならぬ。そこは、事務員が工事の一覧を整理してくれないので、私が伝票類・発注書類を見ながらいつも整理している。この作業は、午前中いっぱいになる。建設業の許可を取ると毎年、決算が終わって確定申告をおこない、納税が終わると、建設業許可の決算報告という届出手続きをしなければならない。このとき、どのような工事を請け負ったかが報告内容に含まれる。そのため、工事の一覧（全工事ではなく、完成工事高の7割ほど、伝票類が多くあると結構な作業になる）である工事経歴書を作成し添付しなければならない。

なんと午前中の作業も終わったが、少しお昼を超えてしまったので、ゆっくり食事すると1時を大きく回つてしまいそうなので、簡単に済ませNさんの事務所

に向かう。
「こんにちは、社長のNさんいますか?」

と、事務所の入り口に座っている事務員に声をかける。

「はい、社長室で待っていますよ。」
と答えた後、大きな声で「社長、M先生が来られましたよ。」と奥に声をかける。

「おー入つてもらつて。」
と、これまた大きな声で帰つてきた。

社長室に入り
「改まって、相談とはなんですか?」

「今度息子に建設業をはじめさせたいのだけど、許可要件にあうかどうか聞きたかったんだ。」

という。今の社長の会社を引き継ぐのが普通だろうに、どういふことなのか疑問を感じながら

「息子さん、何年この役員やつていますか?」

この会社はビル等を建設するから、「建築一式」の許可をとっているだろう。

「うちの会社は、X行政書士に手続きをお願いしているし、その行政書士が何か失敗したわけでもないから、変えるわけにもいかず、M先生に申し訳ないと思つているのだよ。そこで、息子が別の会社を作つてM先生に建設業の許可申請をお願いしようという算段なんだ。これ、うちの登記事項証明書。」

と言われても、何か無理があると思ひながら、登記事項証明書を見ると、息子さんが役員になつて5年ちよつとだ。

「建築一式ですから、大工や内装などの他業種の許可をとるには経営業務管理責任者（略して経営責任者）の必要経験年数に1年足りませんね。あと1年ほどしてから考へてはいかがですか。建設業の許可を取るにはご存知のとおり3大要件と営業所の整備がありますよね。その1つの資本金の話は置いて、他の2つ、経営責任者と専任技術者を用意する

必要がありますけど、経営責任者は経営者としての経験が求められます。専任技術者は経験以外に国家資格があればいいのですが、何か資格をお持ちでした?」
と答えて続けて

「でも、そこまで無理して、別会社作らなくてもいいでしょ。」

これにはすぐに答えず、その前の話に続けて

「あと1年か。資格は一級建築士を持つているから、大丈夫だろう。」
「一級の建築士お持ちですか。それなら大丈夫です。」

といった後、少し困つたような顔をしているので、1年待つのが大変なのだろうかと、そんなに急ぐ理由があるのだろうかと思つて少し言葉を待っていると、話し始めた。

「行政書士は守秘義務があるよね。」（注）

「はい、ありますよ。」

行政書士法という法律で行政書士には業務上知り得たことを、相手の承諾なしに他人に漏らしてはいけないことになっている。違反すると刑法罰がまつている。

「実は、うちの会社もう厳しいんだ。傷口が広がらないうちに閉めようかと思つていて、息子が後で建設業を始めるとき、始めやすいように考へておきたいと思つて相談しているんだ。」

少し噂に聞いているが、やはり大変だったのだ。

「許可要件からするとあと数か月必要です、としか言えないですね。あとは社長がどれくらい頑張るかでしょう。」

「そうか、ありがとう。」

と、がつくりと肩を落としてる。慰めようもない。しかしそのあと、よもやま話をしているうちに、社長さんは元氣を取り戻し、いつもの開朗な表情になつて



たところで、事務所を暇した。

(注) この物語はフィクションです。

行政書士 松田 久夫

横須賀市佐原5-4-6-403
電話 046-854-5845

日々是決戦

行政書士の業務範囲は、極めて広い。

国や地方自治体などの行政庁に申請、報告等提出する書類の数は、法令で規定されているもののほか、行政指導によって提出が求められるものがある。形式の決まっているものから、任意のものまで多岐に渡り膨大であり、その全数を把握することはほとんど不可能である。



そのほかにも、相続、遺言、契約などに関する書類の作成、相談業務などがあり、法令で行政書士ができないとされている業務以外は、ありとあらゆるものが仕事として舞い込む可能性がある。ある、特定行政書士の平均的な3日間をご紹介します。

○月○日(月)

9:00 事務所清掃、整備。

10:00 移動。

12:00 都内。建築基準法第7条に基づく工事中間検査書類作成。

打ち合わせ、並びに添付書類内容チェック及び作成(項目数、約2000)。

移動。

16:30 都庁。行政不服審査請求(不作為)

17:00 移動。

に係る打ち合わせ。標準処理日数を超えた申請書類の進捗について、状況確認。

事務所帰所 メールチェック後、夕食休憩。

本日の業務記録作成。必要資料の作成。今日も昼食抜き。

○月○日(火)

9:00 事務所清掃。

10:00 公正証書遺言資料作成、公証人と電話打ち合わせ。

昼食、休憩。

13:00 クライアント(5社)に連絡。状況報告並びに近況確認。

移動。

18:00 都内。行政不服審査請求について、クライアントに対して、都庁関係各課との折衝状況報告。

移動。

21:00 事務所帰所 メールチェック後、業務記録作成ほか。

○月●日(水)

9:00 事務所清掃。連絡…公正証書遺言作成依頼者が緊急入院。

10:00 依頼者の病状確認。公証人に遺言作成延期連絡。

遺言ではなく相続手続きの可能性あり。静観、連絡待ち。

13:00 13時出席予定の協議、1時間程度の遅刻連絡。

移動。

14:00 都内。工事中間検査予定現場の状況、検査範囲の確認。

移動。

18:00 都内。会合参加。情報収集。

移動。

21:00 移動。

23:00 事務所帰所。メール確認後、業務記録作成ほか。

以上

これが、ある特定行政書士の平均的な3日間のスケジュールであるが、おそらくとも信じてはもらえない。

平均睡眠時間は4〜5時間。帰宅時刻も23時頃である。緊張が続く、まさに日々は決戦状態にある。

ただし、土曜日・日曜日の内、難しいけれど1日は、完全休養を取るようにしている。近場の天然温泉旅行にも家族連れで時々出かける。気力、体力の維持管理は必須である。

収入は消費税申告が必要な金額である。氏のサラリーマン時代よりも、ほんの少しだけ忙しい状態であるが、収入は1.5倍に増えた。

開業5年目の氏は、当初から現在ののような状況ではなかった。

開業してから1年目は、「建築士法違反に伴う、建築設計事務所行政処分に係る諸手続き等アドバイス業務」、「遺産分割協議書作成(墓の権利)」の2件であった。上記1件目の「アドバイス業務」における役所との折衝、適切かつ丁寧な事務処理について、クライアントの評価は極めて高く、その後、毎年規模が大型化するコンサルタント業務の依頼を頂いている。

開業2年目は、「大規模超高層ビル新築工事の建築基準法第7条に基づく、工事完了検査に伴う検査書類作成ほかアドバイス業務」ほか、行政相談7件、遺言書作成アドバイス2件であった。

「大規模超高層アドバイス業務」の事務処理について、クライアントばかりでなく、ビルオーナーの評価が非常に高く、その後、開業3年目、4年目にまたがり、別件で大型契約3案件を受注した。



開業5年目の現在、氏は比較的暇である。大型案件業務も4月までにはすべて終了し、現在は土地売買契約書の作成及びコンサルタント業務、ある国家試験問題の解答・解説原稿執筆2本程度であり、ほとんど氏のベースで仕事を進めている。ドタキャンによるスケジュールの再調整や、突然のスケジュール変更もない。精神的にはかなり楽だが、収入は激減である。なかなか経営的には厳しいものである。

時間ができたので氏は、今まで無事活動できた御礼と、今後のことをお願いにいつもの神社やお寺に、日帰りから3泊4日間費やして、あちらこちらお参りに出かけている。

お参りは、墓にも紐るような、切羽詰まった思いはほとんど無い。むしろ良い休養を頂いたことに感謝し、これからも引き続き良い方へ、お導き頂きますようお願いしている。

名産品を食べたり、温泉に入ったり、事務所の会計は火の車だが、結構楽しくやっている。



じたばたしても、ダメな時はダメなのである。流れが変わるまで、おとなしく静かに出番を待っている最中である。

コンプライアンス厳守、クライアントを大切に、常に誠実で公平・公正、丁寧な仕事を行っていれば、おのずと道は開けてくると確信している。

日々是好日となるような、穏やかで確実な仕事で理想である。日々は決戦のような緊張の連続では、まだまだ未熟者である。反省。

―特定行政書士とは―

特定行政書士は行政書士が作成した申請に係る不許可処分等に対する不服申立て手続きの代理業務が行えます。

行政書士 江寺 雅文

横須賀市東逸見町1-11-3-304
電話 046-821-3897

特別仕様ナンバープレート

①ラグビーワールドカップ

4年に1度行われるラグビーワールドカップ。その大会が2019年に日本で開催されることを記念して、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートが平成29年4月から発行されています。



ナンバープレートはロゴ付きナンバーのほか、大会開催を支援する寄付をするという入りのナンバーを選択することでも、使用終了後は不正防止の穴を開けたうえで取り外したラグビーナンバーを記念に保存することができます。

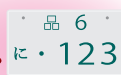
②東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会



東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を記念した特別仕様ナンバープレートの事前申込みが平成29年9月4日より始まり、交付が平成29年10月10日より開始されます。

ナンバープレートはオリンピックとパラリンピックのエンブレムを2枚1組で交付されます。また、大会開催を支援する寄付をするという入りのナンバーを選択することができます。

この機会に特別仕様ナンバープレートの取り付けを検討してみたいかでしょうか？



行政書士 阿部 敏博

横須賀市大矢部3-16-13-2F
電話 046-833-16282

民間調停機関

神奈川県行政書士会の裁判外紛争解決手続(ADR)

法務大臣認証第84号

取扱う紛争分野

自転車
事故

ペット

居住用賃
貸住宅の
敷金返還外国人の
就労・就学

申込金 2,000円(税別)

調停実施時に期日手数料として当事業者双方より各2,000円を申し受けます。

ただし、実施しない場合は、返金致します。

*自転車同士や歩行者との衝突事故

*ペットの咬傷や医療事故等

*居住用賃貸借住宅の敷金返還や原状回復費用

*外国人の職場での待遇や学校でのいじめ

行政書士ADRセンター神奈川 事業主体 神奈川県行政書士会

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7階

TEL 045-577-6322

FAX 045-305-4900

URL: <http://www.adr-gyouseisyoshi.org/>

行政センター無料個別相談

横須賀市・三浦市の各行政センターで毎月一回、無料個別相談を実施しています。

追浜・衣笠・久里浜 各行政センター	第1火曜日 13:30～16:30
田浦・大津・北下浦 各行政センター	第2水曜日 13:30～16:30
逸見・浦賀・西 各行政センター	第3木曜日 13:30～16:30
横須賀市役所本庁舎	第4木曜日 13:00～16:00
三浦市役所市民サービス課お客様センター	第4火曜日 13:00～16:00

※横須賀市役所本庁舎の相談は当日整理券配布による予約制です。

※三浦市役所は事前の電話予約(046-882-1111 内線319)が必要です。

詳細は横須賀・三浦支部ホームページ (http://yokosuka-miurashibu.com/soudankai_schedule/html) でご確認ください。